

埼玉県浄化槽設置指導要綱

第1 目 的

この要綱は、浄化槽の設置等の手続及び関係者の責務等に関し必要な事項を定めることにより、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱に使用する用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

1 浄化槽

便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を処理し、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水場以外に放流するための設備又は施設であって、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により定められた計画に従って市町村が設置したし尿処理施設以外のものをいう。

2 公共浄化槽

浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第12条の4第1項の規定により指定された浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち、法第12条の5第1項の設置計画に基づき設置された浄化槽であって市町村が管理するもの及び法第12条の6の規定により市町村が管理する浄化槽をいう。

3 浄化槽管理者

浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するものをいう。

4 浄化槽工事

浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をする工事をいう。

5 維持管理

浄化槽について、設計時に定められた機能を維持し、施設を保全させるための保守点検、清掃及び水質に関する検査等の作業をいう。

6 保守点検

浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業をいう。

7 清 掃

浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し及びその引出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び付属機器類の洗浄、掃除等を行う作業をいう。

8 浄化槽製造業者

法第13条第1項又は第2項の認定を受けて当該認定に係る型式の浄化槽を製造する事業を営む者をいう。

9 建 築 士

国土交通大臣の免許を受け一級建築士の名称を用いて設計、工事監理等の業務を行う者、都道府県知事の免許を受け二級建築士の名称を用いて設計、工事監理等の業務を行う者及び都道府県知事の免許を受け木造建築士の名称を用いて木造の建築物に関し設計、工事監理等の業務を行う者をいう。

10 建築請負業者

建築物に関する工事を請負契約によって請負い、その工事をすることを業とする者をいう。

11 浄化槽工事業者

浄化槽の工事を業とする者で、法第21条第1項又は第3項の登録を受けた者（同法第33条第3項の届出をした「特例浄化槽工事業者」を含む。）をいう。

12 浄化槽保守点検業者

浄化槽の保守点検を業とする者で、埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年埼玉県条例第44号）第2条第1項又は第3項の登録を受けた者をいう。

13 浄化槽清掃業者

浄化槽の清掃を業とする者で、法第35条第1項の許可を受けた者をいう。

14 特定行政庁

建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の2第1項の市町村の区域については、同条第4条の規定により当該市町村の長が行うこととなる事務に関する限り、当該市町村の長をもって特定行政庁とみなし、当該市町村の長が行わないこととされる事務については、都道府県知事を特定行政庁とみなす。

15 法定検査

法第7条に基づく設置後等の水質検査及び法第11条に基づく定期検査をいう。

- 16 指定検査機関
法定検査の業務を行う者として、法第57条第1項に基づき知事が指定する者をいう。
- 17 指定採水員
浄化槽保守点検業者に所属する浄化槽管理士であつて、指定検査機関の指定採水員指定講習を受講し、その課程を修了した者の中から、指定検査機関が指定採水員として指定をした者をいう。
- 18 浄化槽台帳
法第49条第1項に基づき県又は市町村が作成する当該区域に存する浄化槽ごとに浄化槽の設置に関する情報や維持管理の実施状況を記載した台帳をいう。
- 19 浄化槽技術管理者
処理対象人員50人以上の浄化槽の浄化槽管理者が当該浄化槽の保守点検および清掃に関する業務を担当させるために置く者で、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「施行規則」という。）第8条に定める資格を有する者をいう。
- 20 指定確認検査機関
建築確認検査の業務を行う者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の18から第77条の21までの規定に基づき国土交通大臣又は知事が指定した者をいう。

第3 手続関係

1 設置手続

浄化槽（公共浄化槽を除く）を設置する場合は、(1)の①または②のいずれかの手続きを行うものとし、公共浄化槽を設置する場合は(2)の手続きを行うものとする。

(1) 浄化槽（公共浄化槽を除く）を設置する場合

① 建築基準法の規定に基づく手続

建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）、同法第6条の2第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認又は計画通知（以下「確認等」という。）を必要とする建築又は用途変更の工事に伴い浄化槽を設置しようとする者は、当該確認等に係る図書に次に掲げる図書を添付して建築主事に申請若しくは通知又は指定確認検査機関から確認を受けるものとする。

ア 浄化槽に関する調書（注1）（確認等の図書の正本に3部、副本に1部）

イ 浄化槽を設置する建築物の付近見取図、配置図、平面図（確認等の図書の正本に2式、副本に1式）

ウ 建築基準法及び浄化槽法に基づく認定書一式（確認等の図書の正本に2式、副本

に1式) (注3)

エ 排水系統図 (確認等の図書の正本に2式、副本に1式)

オ 検査依頼書 (指定検査機関に手数料を支払済であることを証したもの) の写し (確認等の図書の正本に2部、副本に1部)

② 浄化槽法第5条第1項の規定に基づく手続

(1)①の建築基準法の規定に基づく手続を要しない場合で、浄化槽を設置しようとする者は、法第5条第1項の規定により、浄化槽設置届出書 (注2) に次に掲げる図書を添付して、当該浄化槽の所在地を管轄する環境管理事務所の長に届出をするものとする。図書の提出部数は、各4部とする。

ア 浄化槽に関する調書

イ 浄化槽を設置する建築物の付近見取図、配置図、平面図

ウ 建築基準法及び浄化槽法に基づく認定書一式 (注3)

エ 排水系統図

オ 検査依頼書 (指定検査機関に手数料を支払済であることを証したもの) の写し

(2) 公共浄化槽を設置する場合

① 公共浄化槽を設置しようとする市町村は、法第12条の5第4項の規定に基づき公共浄化槽設置計画協議書 (様式1) (設置計画を変更する場合は、公共浄化槽設置計画変更協議書 (様式2)) に次に掲げる図書を添付して、水環境課長及び特定行政庁に協議を行うものとする。図書の提出部数は、各1部とする。ただし、国又は地方公共団体が所有する建築物に市町村が浄化槽を設置する場合は、(1)の手続きを行うものとする。水環境課長及び特定行政庁が協議に同意する場合には、公共浄化槽設置計画 (変更) に係る協議について (様式3) を交付する。

ア 浄化槽に関する調書 (注1)

イ 浄化槽を設置する建築物の付近見取図、配置図、平面図

ウ 建築基準法及び浄化槽法に基づく認定書一式 (注3)

エ 排水系統図

オ 排水施設の構造図 (注4)

② 確認等を必要とする建築又は用途変更の工事に伴い公共浄化槽を使用しようとする者は、当該確認等に係る図書に次に掲げる図書を添付して建築主事に申請若しくは通知又は指定確認検査機関から確認を受けるものとする。

ア ①ア～オ (都道府県知事及び特定行政庁との協議を反映したもの) (提出部数はア 確認等の図書の正本に3部、副本に1部。イ～オ確認等の図書の正本に2部、副本に1部)

イ 都道府県知事及び特定行政庁と協議し、同意があったことを示す書類 (様式3) (確認等の図書の正本に2部、副本に1部)

(注1) 埼玉県建築基準法施行細則(昭和36年埼玉県規則第15号)第6条第1項第3号の規定による。

(注2) 浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令(昭和60年厚生省建設省令第1号。以下「共同省令」という。)第3条第1項の規定による。

(注3) 法第13条第1項又は第2項の規定による型式認定を受けていない浄化槽を設置する場合にあっては浄化槽の見取図(浄化槽の形状、大きさ、構造図等)、浄化槽に関する設計計算書、仕様書、処理工程図を添付する。

(注4) 市町村が排水施設を設置する場合に限る。

2 構造等変更手続

(1) 既設の浄化槽の処理方式の変更又は処理対象人員若しくは日平均汚水量の10%以上の変更を伴う浄化槽の構造若しくは規模の変更をしようとする場合は、法第5条第1項の規定による変更の届出が必要となる。この届出を行う者は、浄化槽変更届出書(注5)に、変更後の1の(1)の②に掲げる添付図書を添付して、当該浄化槽の所在地を管轄する環境管理事務所の長に届出をするものとする。図書の提出部数は、各4部とする。

(2) 確認済証の交付を受けた後に、当該計画を変更し工事完了前に新たに浄化槽を設置しようとする場合又は浄化槽の構造等を変更しようとする場合は、速やかに建築基準法第6条第1項、同法第6条の2第1項及び同法第18条第2項の規定による確認等の手続を行うものとする。

(注5) 共同省令第4条第1項の規定による。

3 使用開始手続

(1) 浄化槽管理者は、法第10条の2第1項の規定により、使用開始の日から30日以内に浄化槽使用開始報告書(注6)を当該浄化槽の所在地を管轄する環境管理事務所の長に3部提出するものとする。浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者は、浄化槽管理者がこの手続を行っていない場合には、その委託を受けて速やかに手続を行うものとする。

(注6) 浄化槽法施行細則(昭和60年埼玉県規則第66号。以下「施行細則」という。)第3条第2項第1号の規定による。

(2) 汚水を公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備が設置されている建築物の占有者は、法第12条の11の規定により、当該建築物に係る公共浄化槽の使用を開始したときは、環境省令で定めるところにより、当該公共浄化槽の使用を開始した日から三十日以内に、届出を市町村に1部提出するものとする。

4 法定検査受検手続

(1) 浄化槽法第7条に基づく設置後の水質検査等

浄化槽管理者は、新たに設置し、又はその構造若しくは規模の変更をした浄化槽

については、設置工事の適否及び機能状況を早い時期に確認するため、指定検査機関に検査依頼書（(2)の定期検査の継続的な検査依頼を兼ねることができる。）を提出して、使用開始後3カ月を経過した日から5カ月以内に設置後の水質検査等を受けるものとする。

浄化槽業者、浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者は、浄化槽管理者がこの水質検査等を受けていない場合には、その委託を受けて速やかに指定検査機関への検査依頼書の提出を行うものとする。

(2) 浄化槽法第11条に基づく定期検査

浄化槽管理者は、(1)の設置後の水質検査等を受けた後保守点検、清掃が適正に行われ、浄化槽が正常に機能していることを確認するため、指定検査機関に検査依頼書（翌年以降の定期検査の継続的な検査依頼を兼ねる。）を提出して、毎年1回定期検査を受けるものとする。

浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者は、浄化槽管理者がこの定期検査を受けていない場合には、その委託を受けて速やかに指定検査機関への検査依頼書の提出を行うものとする。

5 技術管理者変更手続

浄化槽管理者は、法第10条の2第2項の規定により、変更の日から30日以内に浄化槽技術管理者変更報告書（注7）を当該浄化槽の所在地を管轄する環境管理事務所の長に3部提出するものとする。

（注7）施行細則第3条第2項第2号の規定による。

6 浄化槽管理者変更手続

新たに浄化槽管理者となった者は、法第10条の2第3項の規定により、変更の日から30日以内に浄化槽管理者変更報告書（注8）を当該浄化槽の所在地を管轄する環境管理事務所の長に3部提出するものとする。

（注8）施行細則第3条第2項第3号の規定による。

7 休止手続

浄化槽管理者は、法第11条の2第1項の規定により、次に掲げる図書を添付して、浄化槽使用休止届出書（注9）を当該浄化槽の所在地を管轄する環境管理事務所の長に3部提出することができる。

(1) 清掃の記録

（注9）施行規則第9条の3の規定による。

8 使用再開手続

浄化槽管理者は、法第11条の2第2項の規定により、使用を再開した日又は使用が再開されていることを知った日から30日以内に浄化槽使用再開届出書（注10）を当該浄化槽の所在地を管轄する環境管理事務所の長に3部提出するものとする。

(注10) 施行規則第9条の4の規定による。

9 使用廃止手続

浄化槽管理者は、法第11条の3の規定により、当該浄化槽の使用廃止の日から30日以内に浄化槽使用廃止届出書（注11）を当該浄化槽の所在地を管轄する環境管理事務所の長に3部提出するものとする。

(注11) 施行規則第9条の5の規定による。

第4 設置基準等

1 設置基準

- (1) 便所と連結してし尿を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備又は施設としては、浄化槽を設置するものとする。

ただし、下水道法第4条第1項の規定により定められた事業計画において、3年以内に同法第2条第8号に規定する処理区域となることが予定されている区域については、この限りでない。（ただし書に規定する設備又は施設は、法第3条の2第2項の規定に基づき浄化槽とみなす。）

- (2) 浄化槽の処理対象人員は建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法である日本工業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302）」（昭和44年建設省（国土交通省）告示第3184号。以下「算定基準」という。）により算定するものとする。

ただし、建築物の使用状況により、算定基準により算出した算定人員が明らかに実情に添わないと考えられる場合は、実情に合わせて算定人員を増減することができる。

- (3) 原則として、同一敷地内については、一つの浄化槽を設置するものとする。
(4) 工場において製造した浄化槽を設置する場合は、法第13条第1項又は第2項の認定を受けたものを設置するものとする。

2 放流先のない浄化槽の設置

周辺に放流できる水路等がない場合は、浄化槽を設置できないものとする。

ただし、放流水を別に定める処理方法等により処理する場合であって、当該処理方法等が生活環境の保全及び公衆衛生上支障のないときは、この限りでない。

3 浄化槽放流水の水質基準

- (1) 1の(1)ただし書に規定する区域以外の区域

処理対象人員 (人)	性 能		
	BODの除去率 (%)	放流水のBOD (mg/l)	大腸菌群数 (個/cm ³)

50以下	90以上	20以下	3,000以下
51以上 500以下	70以上	60以下	
501以上	85以上	30以下	

(2) 1の(1)ただし書に規定する区域

処理対象人員 (人)	性 能		
	BODの除去率 (%)	放流水のBOD (mg/l)	大腸菌群数 (個/cm ³)
500以下	65以上	90以下	3,000以下
501以上2,000以下	70以上	60以下	
2,001以上	85以上	30以下	

(3) 1の(1)ただし書に規定する区域において設置する浄化槽放流水は、(1)に規定する水質基準に適合するよう努めるものとする。

(4) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第1項又は第3項の規定により、同法第2条第1項に規定する公共用水域の浄化槽放流水に関して(1)、(2)に規定する水質基準より厳しい排水基準が定められ、又は同水質基準の項目以外についても排水基準が定められている場合は、この水質基準の規定にかかわらず当該排水基準に適合するものとする。

4 放流先等の確保

浄化槽を設置しようとする者は、放流先について、生活環境保全上又は利水上支障を生じないように、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 浄化槽からの放流水は、放流する水路に排水上有効に連結した配管等の設備を通して放流すること。
- (2) 公共用の水路、河川、道路側溝等に放流する場合は、許可又は協議が必要かどうかを確認し、必要な場合は、当該管理者と協議すること。
- (3) 私有の下水溝、水路等に放流する場合は、当該所有者又は管理者と協議すること。
- (4) 浄化槽の設置で道路を占有する場合は、当該管理者と協議すること。

第5 関係者等の責務

1 浄化槽管理者

浄化槽の設計時に定められた機能を維持し、施設を保全するため、埼玉県浄化槽維持管理要領を遵守するほか、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 管理者の義務

浄化槽設置届、構造等変更届、使用開始報告、法定検査の受検、技術管理者変更報告、浄化槽管理者変更報告、使用休止届出、使用再開届出及び使用廃止届の各手続を自ら行うか、又は、委託して実施することとし、それらの手続関係図書又はこれらの写しは、浄化槽の設置場所に保管すること。

(2) 管理責任者の明確化

住宅団地や共同住宅等で浄化槽を共有する場合にあっては、維持管理組合を設置する等の措置を講じて、管理責任者を明確にすること。

2 浄化槽製造業者

浄化槽製造業者は、浄化槽を県内で販売する場合には、次の事項を遵守するものとする。

(1) 浄化槽の設置工事が適正に行われるよう、販売から設置工事に至る経路を常に把握しておくこと。

(2) 浄化槽の適正な設置工事及び維持管理を確保するため、関連業者に対し、必要な技術指導を行うこと。

(3) 浄化槽管理者に対し、浄化槽の使用方法、保守点検の方法等維持管理の重要性について認識を高めるため、啓発文書等を作成し配布すること。

3 建築士

建築士は、建築物の設計、確認等に係る手続又は工事監理を行う場合には、次の事項を遵守するものとする。

(1) 建築物の設計、確認等に係る手続の代理業務を行う場合には、建築主が浄化槽を設置するかどうかを事前に確認し、設置する場合は、必ず設置手続を行うこと。

(2) 工事監理を行う場合には、浄化槽の設置手続が完了していることを確認すること。

(3) 浄化槽管理者に対し、使用開始報告を行うよう指導するとともに、法定検査受検手続について説明すること。

4 建築請負業者

建築請負業者は、建築工事に浄化槽工事を伴う場合には、次の事項を遵守するものとする。

(1) 浄化槽の工事に先立って、第3の1及び2に定める手続が完了していることを確認し、完了していない場合は、委託を受けて自ら手続を行うか、浄化槽管理者又はその委託を受けた建築士に手続を行わせること。

(2) 浄化槽管理者に対し、使用開始報告を行うよう指導するとともに、法定検査受検手続について説明すること。

- (3) 設置した浄化槽について工事上の問題が発見された場合は、速やかに改善を図ること。
- (4) 建築工事が終了し、建築主に引渡しを行う際には、自ら浄化槽工事について説明できない場合は、実際に工事を行った浄化槽工事業者に説明させること。

5 浄化槽工事業者

浄化槽工事業者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 浄化槽工事を行う場合には、法第6条に基づき浄化槽工事の技術上の基準に従って工事を行うこと。
- (2) 浄化槽管理者に対し、浄化槽に関する手続事項並びに浄化槽の使用方法及び維持管理の必要性について、浄化槽工事の終了後できるだけ早い時期に必ず説明すること。
- (3) 第3の1及び2に定める手続が完了していない場合又は浄化槽の工事の計画が第3の1及び2に定める手続によって提出された書面に記載されている内容と相違している場合は、その工事に先立って、委託を受けて自ら手続を行うか、浄化槽管理者又はその委託を受けた建築士に手続を行わせること。
- (4) 浄化槽管理者が、使用開始報告及び法第7条に基づく設置後の水質検査等に関する手続を行っていない場合には、その委託を受けて速やかに手続を行うこと。
- (5) 設置した浄化槽について工事上の問題が発見された場合は、速やかに改善を図ること。

6 浄化槽保守点検業者

浄化槽保守点検業者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 保守点検業務を実施するに当たっては、埼玉県浄化槽維持管理要領を遵守すること。
- (2) 浄化槽管理者に対し、浄化槽の適正な使用方法及び維持管理について指導すること。
- (3) 最初の保守点検業務を実施する際、浄化槽管理者が使用開始報告及び法第7条に基づく設置後の水質検査等に関する手続を行っているかどうかを確認し、行っていない場合には、その委託を受けて速やかに手続を行うこと。
- (4) 浄化槽管理者が法第11条に基づく定期検査の受検手続を行っていない場合にはその委託を受けて速やかに手続を行うこと。
- (5) 保守点検業務を実施した際、法第7条に基づく設置後の水質検査及び法第11条に基づく定期検査が行われていないことを知ったときは、当該検査が行われていない旨を速やかに当該浄化槽管理者に埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（以下「登録条例施行規則」という。）様式第9号により通知すること。
- (6) 保守点検業務を実施した際、法第10条第1項に規定する浄化槽の清掃が行われていないことを知ったときその他当該浄化槽の清掃を必要とする理由があると認めるときは、当該浄化槽の清掃が必要である旨を速やかに当該浄化槽管理者に登録条例

施行規則第10号により通知すること。

- (7) 保守点検業務を実施した際、当該浄化槽について、製造上又は工事上の問題を発見した場合は、浄化槽管理者及び浄化槽製造業者又は浄化槽工事業者に連絡をとり、適切な措置を講じること。
- (8) 所属するすべての浄化槽管理士に指定採水員の指定を受けさせるよう努めるとともに、法第11条に基づく定期検査において指定採水員が採水等の業務を行うよう指定検査機関に積極的に協力すること。
- (9) 県又は市町村が浄化槽台帳を作成するに当たり、法第49条第2項に基づき保守点検の実施状況の提供を求められた場合には、浄化槽の設置場所等について可能な限り正確な情報を電子データにより提供するよう努めること。

7 浄化槽清掃業者

浄化槽清掃業者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 清掃業務を実施するに当たっては、埼玉県浄化槽維持管理要領を遵守すること。
- (2) 浄化槽管理者に対し、浄化槽の適正な使用方法等について指導すること。
- (3) 使用開始後8カ月を経過する前に清掃業務を実施する際、浄化槽管理者が使用開始報告及び法第7条に基づく設置後の水質検査等に関する手続を行っているかどうかを確認し、行っていない場合には、その委託を受けて速やかに手続を行うこと。
- (4) 浄化槽管理者が法第11条に基づく定期検査の受検手続を行っていない場合にはその委託を受けて速やかに手続を行うこと。
- (5) 浄化槽保守点検業者との連携を図ること。
- (6) 県又は市町村が浄化槽台帳を作成するに当たり、法第49条第2項に基づき清掃の実施状況の提供を求められた場合には、浄化槽の設置場所等について可能な限り正確な情報を電子データにより提供するよう努めること。

8 (社) 埼玉県浄化槽協会

- (1) 浄化槽の製造販売、工事、保守点検及び清掃に関して会員に対する指導監督に努め、社会的使命の重要性を認識させること。
- (2) 会員に対して、専門的知識及び技術の向上を図るため、講習会、研修会及び情報提供を行うこと。
- (3) 浄化槽管理者に対し、浄化槽の知識の啓発を図ること。
- (4) 浄化槽管理者から会員の行った業務に関して苦情等があった場合は、協会として対応し措置を講じること。

9 指定検査機関

- (1) 法定検査の業務を実施するに当たっては、埼玉県環境部水環境課長が別途通知する内容を遵守すること。
- (2) 法に基づく指定検査機関として、公正な検査業務を行うこと。
- (3) 浄化槽管理者に対し、法第7条に基づく設置後の水質検査等及び法第11条に基

づく定期検査の受検についての啓発に努めること。

- (4) 法第11条に基づく定期検査の実施に当たり、指定採水員を積極的に活用し、定期検査受検率向上に努めること。
- (5) 検査後は、浄化槽管理者に対し、適正な助言指導を行うこと。
- (6) 県又は市町村が行う浄化槽台帳の整備に協力すること。

第6 埼玉県浄化槽適正処理促進協議会の設置

浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し関係者間で協議等を行うため、法第54条に基づき埼玉県浄化槽適正処理促進協議会を設置するものとする。

なお、この協議会の組織、運営等について必要な事項は別に定める。

第7 適用除外

この要綱は、次の1から3のいずれかに該当する市町村については、適用しないものとする。

- 1 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所を設置する市
- 2 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）により法に基づく事務の一部が権限移譲された市町村（ただし、移譲事務関係（第3の1の(1)の②、(2)の①、第3の3及び第3の5から9関係）に限る。）
- 3 放流先のない場合の放流水の処理方法等に関する定めがある市町村（ただし、放流先のない場合の放流水の処理方法関係（第4の2関係）に限る。）

附 則

この要綱は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱の規定により、設置された単独処理浄化槽は、改正後の要綱に規定する浄化槽とみなす。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。